

青森大学入学者選抜・継続支援管理委員会入学者選抜選考部会内規

(目的)

第1条 この内規は、青森大学入学者選抜・継続支援管理委員会（以下「委員会」という。）
規程第3条第4項の規定に基づき、委員会入学者選抜選考部会（以下「部会」という。）
の運営等に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 部会は、次の事項を審議する。

- (1) 入学者選抜方法（一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜、大学入学共通テスト利用選抜、特定地域内学部選抜、社会人特別選抜、留学生選抜及び編入学選抜）に関する質保証を行うため、入学試験における多様な能力を評価する個別選抜の方法を検討し、入学者選抜の実施案（要項・作題等）を策定すること。
- (2) 青森大学入学者選抜ガイド及び特待制度ガイドの策定に関すること。
- (3) 大学入学共通テストの実施に関すること。
- (4) その他入学者選抜における重要事項及び質保証に関すること。

(組織)

第3条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学科長
 - (2) 別地キャンパス長
 - (3) 学部の入学試験実施委員会委員のうちから各学部1名
 - (4) 経営戦略局長
 - (5) 別地キャンパス事務局長
 - (6) 入試課長
 - (7) その他アドミッション・オフィサーに指名された者
 - (8) その他学長が指名した者
- 2 部会が必要と認めるときは、委員以外の教職員を部会に出席させることができる。

(委員の任命及び任期)

第4条 前条第1項第3号の委員は、学長が任命する。

- 2 前条第1項の委員の任期は4月1日から1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会に部会長を置き、委員のうちから学長が指名する者をもって充てる。

- 2 部会長は部会を主宰し、その議長となる。
- 3 部会に副部会長を置き、委員のうちから学長が指名する者をもって充てる。

4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代理する。

(部会の成立及び議決)

第6条 部会は、委員の3分の2の出席をもって成立する。この場合において、第3条第1項第1号及び第3号に規定する委員のうち、少なくとも各学部において、それぞれ1名以上の出席を必要とするものとする。

2 部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 部長がやむを得ないと事情と判断した場合は、代理の者の出席を認める。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、委員会の議を経て、学長が行う。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、経営戦略局入試課が処理する。

附 則

この内規は、令和5年6月28日から施行する。

附 則

この内規の改正は、令和6年4月1日から施行する。